

ID: 1537

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	計画の認定の取消し		
法令名 根拠条項	長期優良住宅の普及の促進に関する法律 第14条第1項		
法令番号	平成20年法律第87号		
【根拠条文】 (計画の認定の取消し) 第14条 所管行政庁は、次に掲げる場合には、計画の認定を取り消すことができる。 (1) 認定計画実施者が前条の規定による命令に違反したとき。 (2) 認定計画実施者から認定長期優良住宅建築等計画又は認定長期優良住宅維持保全計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出があったとき。 (3) 認定長期優良住宅建築等計画(第5条第4項の規定による認定の申請に基づき第6条第1項の認定を受けたものに限る。以下この号において同じ。)に基づく建築に関する工事が完了してから当該建築に係る区分所有住宅の管理者等が選任されるまでに通常必要と認められる期間として国土交通省令で定める期間内に認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る区分所有住宅の管理者等が選任されないとき。 2 所管行政庁は、前項の規定により計画の認定を取り消したときは、速やかに、その旨を当該認定計画実施者であった者に通知しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日